

小笠原レース2023

帆走指示書 (Sailing Instructions)

[NP]：その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは RRS60.1(a)を変更している。

1 適用規則

1.1 「セーリング競技規則 2021–2024」(以下 RRS) に定義された規則。

(1) 日没から日の出までの間は RRS 第 2 章に代わって、海上衝突予防法および国内法規を適用する。

レース期間の公式の日没および日の出の時刻は、以下とする。

日没時刻 : 18:20

日の出時刻 : 05:00

(2) セットされていないセールの移動はライフラインの内であれば許可される。

(RRS51 の変更)

1.2 IRC 規則 2023 Part A、B および C。

(1) ただし、以下を変更する。

(2)IRC 規則 21.1.5. (f) を以下に書き換える。

『例外的に、セールが重大な損傷を受けたり、損失した場合、そのセールは予備メインセールと交換することができる。予備メインセールに交換した場合、帰着報告書にその詳細を記載し、レース委員会に報告すること。』

(3)IRC 規則 22.4.2 を以下に書き換える。

『乗艇した乗員の最大合計重量は証書記載のクルーナンバー × 85kg を超えてはならない。乗員数の制限はない。』

(4)日本セーリング連盟 IRC 規程、規程 1 を適用する。

レーティングを変更することなくスピinnネーカーを 1 枚、追加で搭載できる。

1.3 外洋特別規定 2022-2023 モノハルまたはマルチハルカテゴリー2 (OSR Cat-2) および OSR 国内規定

2 帆走指示書の変更

2.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 09:00 までにオンライン公式掲示板に掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 20:00 までに掲示される。

2.2 スタート海面の海上からの帆走指示書の変更は、L 旗を掲げたレース運営艇から各艇に口頭で行わ

れることがある。

3. 選手とのコミュニケーション

3.1 公式掲示板は、オンライン公式掲示板とし、大会ホームページ上に設置する。

3.2 [DP][NP]すべての艇は、十分な防水対策と電源の確保がされる通信可能な衛星携帯電話を2台以上所持し大会実行委員会に電話番号を届け出なければならない。ただし、レース委員会から貸与の衛星トランシーバーをそのうち1台とすることができます。また、VHF無線機を搭載すること。

(a) ロールコールは、別途定める通信要項に沿って衛星携帯電話を使用して行い、義務とする。

(b) スタート海面、フィニッシュ海面では、レース委員会は、VHF無線チャンネルCH71で競技者と交信を行う。レース参加艇はレース運営艇との通信にVHFを使うことができる。

4. 行動規範

4.1 [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。

4.2 [DP] 競技者および支援者は、主催団体によって提供された「JOSAフラッグ」を、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく実行しなければならない。

5 陸上で発せられる信号

5.1 レース運営に関する信号は陸上では発しない。

6 レース日程

4月20日（木）～21日（金）インスペクション・トラッキング設備設置および動作確認・衛星トランシーバー貸与

4月22日（土） 13:00～14:00 艇長会議（於：小網代ヨットクラブ・クラブハウス）

4月22日（土） 14:00～15:00 安全講習会（於：小網代ヨットクラブ・クラブハウス）

4月22日（土） 15:30～16:30 懇親会（於：小網代ヨットクラブ・クラブハウス）

4月23日（日） 9:30～10:30 参加確認

10:55 スタート予告信号

4月28日（金） 17:00～17:40 表彰式（於：小笠原村父島・船客待合室）

7 クラス

7.1 クラス分け

・フルクルークラス（モノハル艇：乗員3名以上）

・ショートハンド・クラス（モノハル艇：乗員2名以下）

※ ダブルハンドとシングルハンド間に特段ハンディは設けない

・マルチハル・クラス

8 [D P] [N P] レース旗

- 8.1 レース旗は J S A F レース旗とする。
- 8.2 レース旗はレース中、下辺がデッキより 1.5m 以上の高さになるようにバックスティまたはスタンに設置されるポール類、それができない場合にはスターボード側サイドスティに掲揚すること。
- 8.3 レースをリタイアした場合には直ちにこの旗を降ろさなければならない。

9 レースコースと公式距離

9.1 コース

神奈川県三浦市 綱代崎灯浮標付近 ⇒ 東京都小笠原村 父島二見湾

9.2 公式距離 500 マイル

9.3 コースを短縮することはない (RRS32 の変更)

9.4 コースのレグを変更することはない (RRS33 の変更)

9.5 西島と兄島の間を帆走してはならない。

10 チェックイン及び参加確認

- 10.1 参加艇は 4 月 23 日 (日) 9:30~10:30 の間に、OSR4.26、4.27 に従ったトライスルまたはラフを 50 % 以上リーフしたメインセールと、ストーム ジブを装備し、L 旗を掲揚したレース運営艇を船首方向から時計回りで通過し、乗員数およびライフジャケット着用とレース参加確認を受けること。

11 [D P] [N P] スタート

11.1 予告信号

2023 年 4 月 23 日(日)10:55 予告信号

11.2 レースは RRS26 を用いて全艇一斉にスタートさせる。

11.3 予告信号時のクラス旗は J S A F バージを使用する。

11.4 スタート海面は、網代崎灯浮標付近とする。

11.5 レース開始を艇に注意喚起するため、予告信号を発する最低 5 分以前に、レース運営艇 (JSFA エンサイン掲揚) に音響 1 声とともにオレンジ旗を掲揚する。

11.6 スタートラインは、スター ボード エンド に停泊するレース運営艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポート エンド のスタート・マークのコース側の間とする。

11.7 個別のリコールがあった場合、該当する艇名をレース委員会が VHF71CH にて同報する場合がある。(RRS29.1 への追加) ただし、これはあくまでサービスであり、送信できなかったなど不手際があったとしても救済の対象とはならない。

11.8 全艇がスタートするか、スタート信号から 10 分後のいずれか早い時間でスタートラインは撤去される。

12 レイットスタート

12.1 スタート信号から 10 分後までの間にスタートできなかった艇は、その理由についてレース委員

会が正当と認めた場合にのみ正規のスタート時から 24 時間以内に 12.2 のレイトスタートのスタートラインを横切ればスタートしたとみなされる。その場合、その艇の所要時間は正規のスタート時から計算される。

12.2 レイトスタートのスタートラインは、網代崎灯浮標から 270 度の見通し線上とし、自ら同浮標を 90 度にみた通過時刻を記録し、レース委員会に報告すること。

13 [D P] [N P] フィニッシュ

13.1 フィニッシュ・ラインは、小笠原村父島二見港「NO.3 浮標」を左手に見て、同浮標から 175 度の見通し線とする。詳細は艇長会議にて通知する。

13.2 フィニッシュする艇はフィニッシュの約 2 時間前に、レース本部を呼び出し、フィニッシュの見込み時刻を連絡すること。

13.3 フィニッシュが夜間になった場合には、フィニッシュの際に自艇のセールナンバーをフラッシュライトで照射すること。

13.4 艇は自らのフィニッシュ時刻を記録しレース本部にレース報告書と共に報告すること。

14 タイムリミット

14.1 タイムリミットは、設けない。

15 ペナルティ方式

15.1 スタート海面及びフィニッシュ海面を除く夜間は、RRS 第 2 章違反について、RRS44.3 「得点ペナルティ」が適用される。

15.2 艇が、レース公示 (NoR) 12.2 に該当する場合は、艇のスタート・ペナルティは、艇の所要タイムに 2 % を追加する。

16 抗議と救済要求

16.1 抗議、救済要求の審問要求書は J S A F ルール委員会の Web サイトで入手できる。

16.2 抗議は自艇フィニッシュ後 8 時間またはリタイア後 24 時間以内に、レース本部に提出しなければならない。

16.3 抗議に関する通告は、抗議受付後なるべく早く公式掲示板に掲示する。審問はフィニッシュ側レース本部において、それぞれ抗議書が受付された順に始める。審問は WEB を併用した審問とする。

16.4 レース結果に対する救済の要求はレース結果が公式 Web サイトに掲示されて 24 時間以内とする。

16.5 外洋特別規定 2022—2023、RRS41、IRC 規則及び本書中の [N P] と記された項目は、艇からの抗議、救済要求の根拠にはならない。 (RRS60.1(A)の変更)

17 順位

17.1 各クラス

TCC によるタイムオンタイムにより計算する。

CT で同順位の艇がある場合は、TCC の数値が小さい艇を上位とする。

18 [D P] 安全規定

18.1 全乗員は離岸から着岸までの間、有効な浮力を有するライフジャケット（外洋特別規定 2022-2023 の第 5 章 01.1 に規定）を着用しなければならない。

18.2 膨張式ライフジャケット等安全備品については、緊急時に有効に稼動させるため、機能確認を適時行うこと。

19 [D P] スタートしない場合、リタイアする場合の義務

19.1 スタートしない艇およびリタイアする艇は、レース本部まで直ちに連絡しなければならない。

19.2 連絡は必ず艇の責任者もしくは相応の者が行い、艇以外の第三者に伝言を託してはならない。

19.3 リタイアした艇は、最初の停泊地に係船するまで、レース本部との通信／通話が可能な状態を維持すること。

19.4 リタイアした艇は、最初の停泊地に係船後、速やかにレース本部に帰着連絡すること。

20 [D P] 乗員の変更

20.1 参加申し込み後の乗員の変更については、原則として、4月23日(日)08:00までに書面にてレース本部に提出すること。

21 [D P] [N P] 自動位置通知装置（トラッキングシステム）

21.1 レース中、トラッキングシステムを作動する状態にしてスタンパルピットに装着しておかなければならない。

21.2 トラッキングシステム装置一式は、レース委員会より貸与される。

21.3 トラッキングシステム装置は、フィニッシュ後8時間以内にレース本部に返却しなければならない。

21.4 レース中、トラッキングシステムに破損等を生じた場合は、すみやかにレース本部に連絡をしなければならない。

22 [D P] [N P] インスペクション

22.1 2023年4月20日(木)～21日(金)の間、油壺湾周辺の各泊地で行う。

22.2 レース委員会は、フィニッシュ後に全艇又は任意に選択した艇に対して行う事がある。この場合、艇長または責任者を含む2名以上が立ち会わなければならない。

23 [D P] [N P] 参加艇の広告

23.1 参加艇が独自に広告を個人用装備や艇または艇にある物に表示しようとする場合、World Sailing 広告規定 20.3 の規定に従っていること。

24 レース運営艇

24.1 スタートのレース運営艇は、JSAF エンサインを掲げるヨットとする。その他の運営艇も含め
レース運営艇の詳細は、艇長会議にて通知する。

24.2 フィニッシュについては、原則として、レース運営艇は無しとする。

25 [D P] 支援艇

- 25.1 支援艇の使用については予めレース委員会に申告しなければならない。
- 25.2 支援の対象となるレース艇がレース中である間、支援艇はレース参加各艇がレースで帆走するで
あろうエリアの外側にいなければならない。
- 25.3 支援艇はレース中の艇を妨害してはならない。

26 [D P] [N P] 無線通信

26.1 ロールコールは「小笠原レース 2023 通信規定」により行う。

26.2 衛星携帯電話（衛星通信トランシーバー）

- (1) レース参加艇は、レース委員会より貸与される衛星携帯電話（衛星通信トランシーバー）を
搭載しなければならない。
- (2) レース中のロールコールは、この衛星携帯電話（衛星通信トランシーバー）からによるもの
とする。
- (3) 通話による通信を確立できない場合は、各艇で装備の衛星携帯電話による SMS（ショートメ
ール）によるロールコール通信を行う。通話できない場合は、別の手段を講じることを強く推奨
する。)

(4) レース中、衛星携帯電話は、一定の防水対策およびアンテナの設置方向に留意した上で

装備し、必要に応じて船外に出しておくなど、常に送受信ができるようにしておくこと。ま
た、必要に応じて、各艇で充電を行うこと。

- (5) レース委員会より貸与される衛星携帯電話（衛星通信トランシーバー）による通話料金は、
実行委員会が負担する。
- (6) レース中、レース委員会より貸与される衛星携帯電話に破損等を生じた場合には、すみやか
にレース本部に連絡をしなければならない。

26.3 A I S は、レース中には、作動させていなければならない。

26.4 通信の制限

本レースのレース中の艇は、いかなる通信の制限は行わない。但し、RRS41 を変更するものでは
ない。

26.5 緊急時無線

その他緊急時の外部との通信／通話はその装置、手段、内容について制限しない。

27 [D P] [N P] 提出文書

27.1 帰着申告書類の提出義務

帰着申告として所定のレース報告書および航跡図に必要事項を記入し、艇長署名の上、
フィニッシュ後8時間以内に、レース本部に提出しなければならない。

帰着申告書類は、艇長会議にて配付する。

27.2 リタイア艇の文書提出

リタイア艇は、SI16の規定に沿って義務を果たすとともに、所定のレース報告書および航
跡図に必要事項を記入し、艇長署名の上可能な限り速やかにレース本部に提出しなけれ
ばならない。提出が困難な場合にはメールでの提出を受け付ける。

28 リスクステートメント（責任の所在）

28.1 RRS3には、「レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定は、そ
の艇のみになる。」とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリング
に内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。

これらのリスクには、強風、荒れた有無、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤
り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大など
がある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外種、低体温症、その他の原因によ
る一生消えない重篤な傷害、死亡リスクである。

28.2 オーナーは、船体、スパー、リギン、セールおよびその他全ての備品を確実に装備し、また
安全備品が適正に維持格納され、それらの使用方法と置き場所を全ての乗組員に熟知さ
せる責任がある。

28.3 外洋特別規定およびその他のJSAFが定める外洋レースに関わる特別規定の制定、適
用、およびこれらの諸規定に基づく検査の実施はオーナーが自艇の安全の確保の一助に
供するものであって、安全を保障したりオーナーの責任を肩代わりするものではない。

28.4 乗員は、自己の責任において自身の安全を確保し、落水等のないよう努め、かつ、艇と全
乗員の安全の確保に努める責任がある。

28.5 乗員は、荒天の海にも耐え得る精神力と体力を養い、かつ、操艇または作業ができるよう
技術を磨き、また全ての装備および安全備品の使用方法と置き場所を熟知するよう努める
責任がある。

28.6 いずれの艇に乗るか、またレースに参加するか否かは全てその個人の責任のみで決定さ
れる。

28.7 オーナーおよび艇長は上記内容を乗組員全員に周知徹底させる責任がある。

28.8 レース委員会は不適当と認めた艇、及び艇長・乗員の参加を拒否することができる。

29 緊急救助体制

29.1 各艇からの情報および気象・海象の状況等から判断して、遭難の恐れがあると考えられる場合には、レース本部（実行委員会）は当該艇の緊急連絡先に連絡・協議の上、海上保安庁に捜索の要請を行うことがある。

緊急時における海上保安庁関係機関の連絡先

海上保安庁	118
第三管区海上保安本部	045-211-1118
同 警備救難緊急	045-663-4999
横浜海上保安部	045-641-4999
横須賀海上保安部	0468-61-4999
小笠原海上保安署	04998-2-7118

30 問い合わせ

30.1 問い合わせ、質問はEメールにて実行委員会に連絡すること。

実行委員会問合せメールアドレス：contact@ogasawararace.jp

(1)艇名・質問者氏名・日付を明記し、出来るだけ箇条書きにて問い合わせること。

(2)質問内容と回答は各艇連絡責任者に、Eメールにて開示することがある。